

令和 4 年

第 1 回臨時市議会

議 案 書

阿 久 根 市

付 議 事 件

報 告 番 号	件 名	ペ ー ジ
2	専決処分の承認について (阿久根市税条例の一部を改正する条例)	1
3	専決処分の承認について (阿久根市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)	6
4	専決処分の承認について (令和3年度阿久根市一般会計補正予算(第15号))	別 冊
5	専決処分の承認について (令和3年度阿久根市国民健康保険特別会計補正予算(第4号))	別 冊
6	専決処分の承認について (令和3年度阿久根市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号))	
議 案 番 号	件 名	ペ ー ジ
25	令和4年度阿久根市一般会計補正予算(第2号)	別 冊

報告第 2 号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 4 年 5 月 27 日提出

阿久根市長 西 平 良 将

専決第 2 号

阿久根市税条例の一部を改正する条例の専決処分について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により，次のとおり専決処分する。

令和 4 年 3 月 31 日

阿久根市長 西 平 良 将

専決処分する理由

地方税法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 1 号）が公布されたことに伴い，阿久根市税条例の一部改正について専決処分する。

阿久根市条例第12号

阿久根市税条例の一部を改正する条例

阿久根市税条例（昭和45年阿久根市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第48条第9項中「第321条の8第60項」を「第321条の8第62項」に、「同条第60項」を「同条第62項」に改め、同条第15項中「第321条の8第69項」を「第321条の8第71項」に改める。

附則第10条の2第2項中「4分の3」を「5分の4」に改め、同条第3項中「附則第15条第16項」を「附則第15条第15項」に改め、同条第4項中「附則第15条第23項」を「附則第15条第22項」に改め、同条第5項中「附則第15条第24項第1号」を「附則第15条第23項第1号」に改め、同条第6項中「附則第15条第24項第2号」を「附則第15条第23項第2号」に改め、同条第7項中「附則第15条第24項第3号」を「附則第15条第23項第3号」に改め、同条第8項中「附則第15条第25項第1号」を「附則第15条第24項第1号」に改め、同条第9項中「附則第15条第25項第2号」を「附則第15条第24項第2号」に改め、同条第10項中「附則第15条第27項第1号イ」を「附則第15条第26項第1号イ」に改め、同条第11項中「附則第15条第27項第1号ロ」を「附則第15条第26項第1号ロ」に改め、同条第12項中「附則第15条第27項第1号ハ」を「附則第15条第26項第1号ハ」に改め、同条第13項中「附則第15条第27項第1号ニ」を「附則第15条第26項第1号ニ」に改め、同条第14項中「附則第15条第27項第2号イ」を「附則第15条第26項第2号イ」に改め、同条第15項中「附則第15条第27項第2号ロ」を「附則第15条第26項第2号ロ」に改め、同条第16項中「附則第15条第27項第2号ハ」を「附則第15条第26項第2号ハ」に改め、同条第17項中「附則第15条第27項第3号イ」を「附則第15条第26項第3号イ」に改め、同条第18項中「附則第15条第27項第

3号ロ」を「附則第15条第26項第3号ロ」に改め、同条第19項中「附則第15条第27項第3号ハ」を「附則第15条第26項第3号ハ」に改め、同条第20項中「附則第15条第30項」を「附則第15条第29項」に改め、同条第21項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改め、同条第22項中「附則第15条第35項」を「附則第15条第34項」に改め、同条第23項中「附則第15条第42項」を「附則第15条第39項」に改め、同条第24項中「附則第15条第46項」を「附則第15条第43項」に改め、同条中第26項を第27項とし、第25項を第26項とし、第24項の次に次の1項を加える。

25 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

附則第10条の3第8項中「熱損失防止改修住宅」を「熱損失防止改修等住宅」に、「熱損失防止改修専有部分」を「熱損失防止改修等専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改め、同条第10項中「特定熱損失防止改修住宅又は」を「特定熱損失防止改修等住宅又は」に、「特定熱損失防止改修住宅専有部分」を「特定熱損失防止改修等住宅専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改める。

附則第12条第1項中「100分の5」の次に「（商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあっては、100分の2.5）」を加える。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の阿久根市税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和3年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）第1条

の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については，なお従前の例による。

報告第3号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和4年5月27日提出

阿久根市長 西 平 良 将

専決第3号

阿久根市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分
について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に
より，次のとおり専決処分する。

令和4年3月31日

阿久根市長 西 平 良 将

専決処分する理由

地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和4年政令第133号）
が公布されたことに伴い，阿久根市国民健康保険税条例の一部改正に
ついて専決処分する。

阿久根市条例第13号

阿久根市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

阿久根市国民健康保険税条例（昭和45年阿久根市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「630,000円」を「650,000円」に改め、同条第3項ただし書中「190,000円」を「200,000円」に改める。

第26条第1項中「630,000円」を「650,000円」に、「190,000円」を「200,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の阿久根市国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

